

## 警察署協議会会議録

早良警察署協議会

開催年月日時	平成28年9月29日 午後4時00分 から 平成28年9月29日 午後6時35分 まで	
開催場所	早良警察署 4階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下 10名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、 地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備課長 総務第一課長、総務第二課長、被害者支援係長
議 事 概 要		
<p><b>【会長挨拶（要旨）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察署協議会の役割は、住民の意見や要望を汲み上げ、警察行政に反映させることを目的に、地域住民の方々が、安全で安心して生活できる環境をつくっていくことであると考えている。</li> <li>○ 管内の犯罪状況等は、全体的に前年から減少しているが、今でも飲酒運転、ニセ電話等については、依然、マスコミを賑わせている状況であり、今後も事件、事故等が無くなるよう努力が必要と考える。</li> <li>○ 暴力団の事務所撤去の問題では、以前から管内ビルの一角に暴力団が長年居座っていたが、毎年、警察署、地域、協議会が暴力団排除活動に取り組んだ結果、暴力団事務所が撤去しており、再度管内に暴力団事務所が居座ることがないように、今後も暴力団排除活動に取り組んでいきたいと思っている。</li> <li>○ 今後も県警の運営指針である三大重点目標の「暴力団の壊滅」「飲酒運転の撲滅」「性犯罪の抑止」等、あらゆる案件を皆様と一緒に取り組み、内が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、皆様と一緒に考えていきたい。</li> </ul> <p><b>【署長挨拶（要旨）】</b></p> <p>平成28年上半期の管内情勢については、殺人等の重要凶悪事件がなく、刑法犯認知件数、交通事故件数共に減少しており良い傾向であるが、警察情勢として予断を許さない状況は続いている。</p>		

議 事 概 要

- 平成28年上半期の管内情勢
- 1 暴力団の情勢について
  - ・ 暴力団員の検挙状況
  - ・ 8月に暴力団事務所が撤去し、継続して暴力団対策を推進
- 2 飲酒運転の撲滅について
  - ・ 飲酒運転取締り件数等（県内4位）
  - ・ 飲酒運転撲滅宣言企業が約700事業所、撲滅宣言の飲食店も約350店舗と増加し、警察の取締りと地域の職域が一体となった対策を継続
- 3 性犯罪抑止等について
  - ・ 性犯罪（主に強制わいせつ）が、十数件発生
  - ・ DV・ストーカーの事案認知の際は、スピード感と危機感を持った積極的な警察措置を実施
- 4 犯罪の抑止等について
  - ・ 刑法犯の認知件数は、1590件（前年同期比 -624件）と大きく減少
  - ・ 昨年中の認知件数が、県下1位（4072件）であったが、現在のところ3番目の位置
  - ・ 殺人、強盗等重要犯罪発生後の即応体制の確立
  - ・ ニセ電話詐欺は、全国都道府県の傾向と同様に、件数・被害額ともに減少しているが、今後も高齢者狙いの詐欺（払い戻しの電話）の防止啓発活動を推進し、検挙については県警本部との連携による現場検挙、突き上げ捜査を徹底
- 5 少年非行の抑止について
  - ・ 南部地域を中心に、少年の暴走族やい集が目立っている状況であり、犯罪少年の検挙人員が県内で3番、少年補導数が1番
  - ・ 引き続き、少年非行グループの解体を推進する一方、ハッピー農園事業等の非行少年の立ち直り支援等々の継続
- 6 交通事故の抑止について
  - ・ 人身事故は919件（前年比-115件）、負傷者1150人（前年比-119人）件と共に減少しているが、高齢者運転による事故、高齢歩行者の被害事故が増加
  - ・ 自転車による事故が非常に多く、全交通事故に対する自転車事故の割合が、県平均14%に対して当署管内は21%

議 事 概 要

7 現場執行力の強化について

- ・ 110番通報は、約1万2千件（110番以外の急訴を含めた一日の処理件数は、約70件）
- ・ 昨年1年間の110番の処理件数は、県内3位、一日の110番処理件数は70件台であり、110番受理件数は減少傾向
- ・ 少年い集の110番受理件数が減少

8 厳正な規律の保持について

- ・ 昨年は、交通課員が、事故関係者の供述調書を虚偽作成し、停職一ヶ月の懲戒処分を受け、その後辞職をするという信用失墜事案が発生
- ・ これを受け再発防止策を講じたところであり、人事管理、業務管理を徹底
- ・ 風通しの良い職場作りと志気の高い組織づくり

【各課からの報告等】

1 少年警察活動について（生活安全管理官）

(1) 平成27年以降の少年い集状況

早良署と他署との比較

(2) 少年警察のこれまでの取組

ア 平成26年

- 少年補導活動の強化
- 家庭訪問・面接を実施
- 学校や地域住民との連携

イ 平成27年

- 検挙・補導活動の強化
- 管理者対策
- 立ち直り支援の推進

(3) 検挙補導活動の効果

ア 少年い集110番通報状況（件数等）

イ 自転車盗の認知件数

ウ オートバイ盗の認知件数

2 暴力団事務所の撤去について（刑事管理官）

(1) 管内暴力団事務所撤去の概要及び取組

平成28年8月22日、指定暴力団福博会傘下組織の組事務所2ヶ所（早良区西新）の撤去を確認

(2) 管内暴力団事務所の撤去状況及び取組

議 事 概 要

- ア 平成22年4月、早良・城南暴力団等排除推進協議会発足
- イ 暴追パレードの実施による暴排気運の向上
- ウ 暴力団幹部への事務所撤去に向けた説得
- (3) 管内の暴力団情勢
  - ア 暴力団員の検挙状況等
- (4) 早良・城南暴力団追放市民総決起大会の開催について
  - ア 10月15日 14:00 ～ 16:30
  - イ 城南市民センター大ホール
- 3 県内の飲酒事故情勢と取組について（交通管理官）
  - (1) 交通事故の現状（4月末）
    - ア 過去10年の飲酒運転事故の推移（発生件数・全国順位）
    - イ 飲酒運転検挙件数の推移（県内・早良署管内）
    - ウ 飲酒運転事故の全国順位
      - 平成22年 ～ 全国ワースト1位（337件）
      - 平成27年 ～ 全国ワースト8位（156件）
    - エ 飲酒運転事故の推移
      - 飲酒状況別・時間帯別・曜日別・年齢別
  - (2) 飲酒運転取締りの強化
    - ア 繁華街、飲食店街の周辺や主要幹線道路における大規模検問・ミニ検問
    - イ 覆面パトカーを活用した取締り
    - ウ 新型の飲酒検知器の導入
  - (3) 効果的な交通安全教育の推進
    - ア 飲酒運転の危険性・悪質性の理解を深める教育
      - 飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験
      - 自動車学校における飲酒運転の実体験
    - イ 子供から大人の心に響かせる取組
  - (4) 飲酒運転撲滅条例の周知
    - ア 平成24年4月施行（県民の責務）
      - 飲酒運転の禁止
      - アルコール依存症や問題飲酒行動の治療・是正
      - 家族や知人による飲酒運転の防止
      - 飲酒運転を目撃した際などの警察官への通報
    - イ 平成27年4月改正（全県民の通報努力義務）
      - 県民は、飲酒運転による事故を防止するため、飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行った者があることを知ったときは、当該事実を警察

## 様式第3号(第5、第6の1、第6の2関係) (その2)

## 議 事 概 要

官に通報するよう努めるものとする。

## 4 大雨・台風等を対象とした防災対策について(警備課長)

- (1) 管内発生状況
- (2) 防災気象情報の種類と体系等
- (3) 現象のピーク時間の表現
- (4) 今年の台風の特徴点
- (5) 気象情報と住民の行動の目安
- (6) 早良警察署災害監視協力員制度(平成27年2月20日委嘱)

## 【報告事項に対する質疑応答】

- 委員から、「オートバイ盗の発生件数が大きく減少しているが、取組み内容等を教えてほしい。また、オートバイ盗をする目的は何か。」旨の質疑があり、生活安全管理官から、「特効薬はないが、非行グループの集中的な取締りを実施している。目的は、足代わりに盗んで乗るのが中心であると思料される。効果的なのは、防犯カメラであり、設置が進むことは乗り物盗の減少に大きく繋がると考える。」旨の回答があった。
- 委員から、「災害監視協力員制度について、災害現場において協力員の有無を確認ができる方法はないか。また、警察の災害情報を区役所と共有できないのか。」旨の質疑があり、警備課長から、「制度の運用は、協力員の居住付近の災害状況を相互に連絡する等して情報を共有活用することであり、協力員が積極的に災害現場に出向いて監視することではない。運用上は警察から協力員に連絡をして問い合わせをするのが中心であり、制度上は確認できる範囲内で、川の水位や道路状況等の異変があった場合に連絡をする取決めである。現在も区役所の担当課と情報交換をしているところであり、今後も情報収集の際には、積極的に行政と協力・連携していきたいと考える。」旨の回答があった。
- 委員から、「飲酒運転の通報者に何らかの被害が及ぶことはないのか。また、飲酒運転者が減少しないことから、反則金を更に増額するなど、ハードルを高くする必要があるのではないか。」旨の質問があり、交通管理官から、「通報制度の関係で、通報者に被害が及ぶことはない。通報を受けた警察官が、対象車両を発見し、飲酒運転が立証できれば逮捕することができる。また、居酒屋等での通報で、対象者が居ない場合でも捜査に役立てている。飲酒運転の罰則は強化されているが、もっと強化すべきとの意見についても一案と考える。」旨の回答があった。
- 委員から、「歩車分離式信号機の設置後の検証では、渋滞の状況はどうなっ

## 様式第3号(第5、第6の1、第6の2関係)(その2)

## 議 事 概 要

いるか。」旨の質問があり、交通管理官から、「設置後、交通事故の発生はないが、歩行者通行の時間が長くなり、曜日、時間帯によっては、若干の渋滞時間があるのは事実であり、今後は、その状況を調査し信号サイクルの検証が必要と考えている。また、歩者分離式信号機の設置要望については、要望があれば、警察本部交通規制課と検討をし、歩者分離をした場合の良否を検証していくこととしている。」旨の回答があり、副署長から、「管内の事故発生状況を見ると、交差点における右左折の車と歩行者等との接触事故が多くを占めており、歩車分離式信号になれば、車両の右左折時に歩行者、自転車が巻き込まれることがなく、交差点の交通事故が防げる。」旨の回答があった。署長からも、「要望があれば警察本部交通規制課と調査し、設置基準を満たすのであれば設置の方向で検討したい。」旨の回答があった。

- 委員から、「商店街周辺の狭い道路での電柱の地中化を警察もしくは行政で検討できないのか。」旨の質問があり、交通管理官から、「直接警察の関係するものではないが、電柱があるために、車両や歩行者の通行が困難であり、交通事故のおそれがあるのであれば、当然警察も道路管理者等の関係機関に、要望、意見具申や検討をする等問題解決を図っていきたいと考える。」旨の回答があり、他委員からも、「配電盤の設置にかかる構造上の問題及び地権者の承諾等に長時間を要するなど、進まないのが現状である。」旨の発言があった。
- 生活安全管理官から、「前回(5月12日)の質疑であったニセ電話詐欺気づかせ隊の具体的活動について回答する。目的は、ニセ電話詐欺の被害者またはそのおそれのある者を、社会全体で見守っていく気運を醸成し、ニセ電話詐欺による被害の未然防止活動を県民運動として展開していくことであり、活動内容については、「ニセ電話詐欺を阻止するための被害者等に対する声かけ」「ニセ電話詐欺の被害防止に関する広報啓発活動」「その他ニセ電話詐欺被害防止に資する活動」となっている。」旨の回答があった。

**【会長総括】**

日頃、私達がマスコミ等で知る以上に、事件事故が多発しており、管内警察官が、積極的に取り組みをし、犯罪状況等が全体的に減少傾向であることが理解できた。

今後とも、早良署管内の事件事故の件数が、より少なくなるよう努力が必要であり、皆さん方の御協力をお願いしたい。